

運営上の留意点について

- ・不正請求の防止について
- ・運営指導で多かった指摘事項について
- ・自己評価結果等未公表減算及び支援プログラム未公表減算について
- ・経過措置終了に伴う対応について

不正請求の防止について

○不正請求とは

偽りその他不正の行為により介護給付費等の支給を受けること。

(例) 法解釈の誤りなどによるもの、悪意があり故意的によるもの

○不正請求を防ぐために

- ・各事業所で加算の要件を満たしているか確認
- ・各事業所等で請求業務を行うとき、正しい請求をしているか確認
- ・支援提供者一人一人が制度の仕組みを理解してサービス提供を行い、サービス 内容と請求内容に誤りが生じないようにする。
- ・事業所全体が不正を行いやすい雰囲気を作らない。

公的なサービスの提供により、公的な報酬が支払われていることをしっかりと理解しましょう！

請求をする際のチェックポイント

☒ 人員基準の欠如はないですか？

人員基準を欠如しますと、基本報酬、人員基準の遵守が前提である加算の算定が出来なくなります。事業者の責務で確認をしてください。

☒ サービス提供どおりの請求となっていますか？

請求はサービス提供の記録を確認し、記録どおりに請求してください。また、各種加算の算定要件を満たしていることを確認し、請求してください。

☒ 加算要件は満たしていますか？

各種加算には、算定要件があります。必ず算定要件を満たしていることを確認し、請求してください。

運営指導で多かった指摘事項について

○身体拘束等の適正化の措置について

- ①指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていること。
- ②指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(少なくとも1年に1回以上)に開催すること。(※1、※2、※3)
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(少なくとも1年に1回以上)に実施すること。

※1: 委員会は、事業所単位ではなく、法人単位で設置・開催することも可能とし、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能とする。

※2: 「1年に1回以上」とは、年度ではなく、直近1年のことをいう。

※3: 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

※自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を除く全サービス対象

○虐待発生又は再発防止の措置について

- ①指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していること。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。(※1、※2、※3)
- ②虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していること。(※2)
- ③虐待防止措置(虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施)を適切に実施するための担当者を配置していない場合。

※1: 委員会は、事業所単位ではなく、法人単位で設置・開催することも可能とし、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能とする。

※2: 「1年に1回以上」とは、年度ではなく、直近1年のことをいう。

※3: 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

○業務継続計画の策定等について

①感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画の策定

②研修及び訓練

※経過措置が終了すること(2025年(令和7年)3月31日まで)

⇒令和7年4月から業務継続計画の基準を満たせない場合は減算の届出が必要です。

・「感染症の予防・まん延防止の指針」と「非常災害に関する具体的計画」を作成している場合は減算の適用をしない。

・対象サービスの減算の適用なし(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域連行支援、地域定着支援)(2025年(令和7年)3月31日まで)

自己評価結果等未公表減算について

▶概要

児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者について、自己評価結果等未公表減算が創設され、質の評価及び改善の内容の公表方法及び公表内容について、市に届出がされていない場合は、減算が適用。2024年（令和6年）の報酬改定により、保育所等訪問支援事業者についても、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表が求められるようになり、市に届出がされていない場合は、2025年（令和7年）4月1日から減算が適用。

▶対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

▶対象事業所

2024年（令和6年）4月1日以前に指定を受けた事業所

▶減算対象期間

福山市へ届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月

支援プログラムの作成・公表について

▶概要

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することが義務付けられた。

支援プログラムの公表及び市への届出がされていない場合には、令和7年4月1日以降、支援プログラム未公表減算が適用される。

▶対象サービス事業所

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

▶減算対象期間

福山市へ届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月

経過措置(令和7年3月31日終了)

- ・地域連携推進会議の設置
- ・重度障害者支援加算(基礎研修修了者の配置)
- ・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)
- ・業務継続計画未策定減算
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)

地域連携推進会議の設置

対象サービス: 共同生活援助、施設入所支援

①年1回以上開催し、運営状況の報告や要望、助言等を聴く機会を設けること。

②会議での報告・要望・助言等についての議事録を作成、公表すること。

※議事録は5年保存

③年1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること。

※複数の共同生活住居を設置している場合は、住居ごとに見学する機会を設けること。

参照:「地域連携推進会議の手引きについて」

(令和6年4月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知)

福山市ホームページ: <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/370100.html>

重度障害者支援加算（基礎研修修了者の配置）

対象サービス：生活介護、障害者支援施設

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が

生活支援員のうち、20%以上

令和7年3月31日までの要件（経過措置）**終了**

①基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。

②①の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、当該サービスの従事者として4時間程度は従事すること。

機能強化型（継続）障害児支援利用援助費

対象サービス: 障害児相談支援

- ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施。
- ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画。
- ③運営規程に、市町村による地域生活支援拠点等として位置付けについて定めている、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制の確保及び協議会への定期的参画。

上記①～③の要件を満たす場合に算定可能

令和7年3月31日までの要件（経過措置）**終了**

改正前に機能強化型障害児支援利用援助費を算定していた事業所においては、
上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

経過措置(今後終了予定)

- 地域移行を推進するための取組
- 基礎的研修開始に伴う対応
- 令和9年3月31日までの経過措置

地域移行を推進するための取組

対象サービス: 障害者支援施設

施設入所者全員に対し、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向確認を行い、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない。

以下の①、②の体制の整備を令和8年4月1日から義務化。**※未対応の場合は減算。**

①地域移行等意向確認に関する指針の整備及び地域移行等意向確認担当者の選任

②指針に基づく意向確認の実施及び確認した内容をサービス管理責任者・個別支援計画作成に係る会議に報告

参照: 「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」

(令和7年4月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知)

障害者の就労支援に関する 基礎的研修開始に伴う対応

対象サービス: 就労移行支援、就労定着支援

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修が開始されることに伴い、

就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員の基礎的研修受講を必須化

※令和10年3月31日までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

経過措置(令和9年3月31日まで)

- ・食事提供加算
- ・児童発達支援センターの食事提供加算
- ・児童発達支援センターの一元化
- ・地域区分の見直し
- ・共同生活援助サービス費
- ・特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅲ)(Ⅳ)